



# 鳥取県公報

令和元年7月19日（金）  
号外第27号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等（以下「機器」という。）賃貸借及び保守業務一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和6年11月30日まで。ただし、機器の賃貸借期間は、令和元年12月1日から令和6年11月30日までの60月とし、受注者は、契約締結日から令和元年11月30日までの間に機器の設置、設定等を行うこととする。

なお、契約締結日から令和元年11月30日までの間に発生する費用は、賃貸借期間中の費用に含めるものとする。

#### (4) 納入場所

入札説明書による。

#### (5) 入札方法

本件入札は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る委託料の額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器の電気通信機器類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年7月29日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれ

- の日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ この公告に示した機器を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該機器の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスの保守体制を確保できるものであること。
- カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
- ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。
- イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。
- (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
- (イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営
- (ウ) 事務用機器の電気通信機器類
- なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加者名簿への登録に関する申請書類を令和元年7月29日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
- エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。
- オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (サ) 解散後のかし担保責任
- (シ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局  
鳥取県総務部情報政策課
- 4 入札手続等
- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部情報政策課  
電話 0857-26-7849  
電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和元年7月19日（金）から同年8月29日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=10008>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年7月19日（金）から同年8月29日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札説明書のうち仕様書の交付

入札説明書に示す機密保持誓約書及び入札をしようとする者の概要の分かる資料（以下「機密保持誓約書等」という。）を提出した者にのみ交付を行う。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年7月19日（金）から同年8月16日（金）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 機密保持誓約書等の提出

ア 提出期間

(4)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月30日（金）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（木）午後5時とする。

イ 場所

鳥取県庁令和新時代創造本部・総務部会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書に示す以下の書類を、4の(1)の場所に令和元年8月16日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認書

イ 納入予定機器一覧

ウ メンテナンスサービス体制図

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の既定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする場合があるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

## 8 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Basic Resident Register Network system representative terminal lease and maintenance services,  
1 set

(2) August 1, 2019 0:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 29, 2019 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(August 28, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division, General Affairs Department,  
Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori, Japan, 680-8570  
TEL : 0857-26-7849